

司法試験受験手数料令（昭和59年政令第134号）

司法試験法第十一条第一項の受験手数料の額は、第一次試験については八千六百円、第二次試験については一万千五百円とする。

附 則（平成十二年政令第六十号） 抄

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。